

## 令和 2 年公害紛争処理相談の状況

令和2年 公害紛争処理相談の状況

令和3年2月8日  
福岡県環境部自然環境課

No	相 年 月 日	公害発 生場所	相談者	相談回数	公害の 区分	相談の概要	対応及び結果
1	R2.1.30	北九州市 八幡東区	被害者	電話	振動	自宅近くで行われた造成工事により、家屋に亀裂が生じた。工事業者に苦情を申立てたところ、工事中は賠償する意向を示していたが、工事終了後は原因が造成工事だと立証しなければ賠償しないとされた。市にも相談したが、対応困難であるとのことで、公害紛争処理制度を紹介された。	・公害紛争処理制度について説明する。 ・公害等調整委員会の原因裁定について紹介する。 ・申請書様式のひな形をFAX  →2月5日に調停申請された。【令和2年(調)第1号事件】
2	R2.2.8	福岡市 博多区	被害者	メール 電話	騒音	JRの新幹線、在来線、貨物列車の騒音がひどく、毎日、始発から終電まで悩まされている。騒音を測定したところ、窓を閉めた状態で58dBであった。JR九州、JR西日本、JR貨物に改善を依頼したが、法規制はなくコストもかかるため対応できないと回答された。公害審査会からは正措置を取ってもらえないか。	・公害紛争処理制度について説明する。 ・申請書様式のひな形をメールにて送信済み。  →その後、相談者からの連絡なし
3	R2.3.12	不明	不明	電話	騒音	近隣の騒音に悩まされている。調停の申請について教えてほしい。	・公害紛争処理制度について説明する。 ・まずは市町村に相談するよう助言  →その後、相談者からの連絡なし
4	R2.3.16	直方市	被害者	電話	騒音	自宅に隣接する鉄工所が、自宅のすぐ近くにコンテナを置き、リフト等で資材を動かして大きな騒音を生じさせている。調停申請について教えてほしい。	・公害紛争処理制度について説明する。  →その後、相談者から連絡なし。 ※H28、H29年度にも相談があった
5	R2.5.7	福岡市 東区	被害者	手紙	騒音	アパートの3階から毎晩「ドンドン」と爆音が鳴る。不動産会社に相談したが、貼り紙での注意喚起しかしてもらえない。1度見に来てほしい。	・送付された手紙には、相談者の連絡先の記載がなく、これ以上の詳細な聞き取りができなかったため、特段の対応ができなかったもの。  →その後、相談者からの連絡なし。
6	R2.6.12	篠栗町	被害者	電話	騒音・振動 大気汚染	自宅の隣地にある鉄工所から鉄粉が舞ってきて、自家用車(2台)が傷ついた。1台は弁償してもらえたが、もう1台は常時駐車しているわけではないので弁償してもらえなかった。その後も話をしていたが、弁護士を立てないと話をしないとされ、その以降話に応じてもらえない。町の無料弁護士相談で、こちらを紹介された。	・公害紛争処理制度について説明する。  →その後、相談者から連絡なし。
7	R2.7.1	粕屋町	被害者	来課 ※環境保 全課	騒音	自宅に隣接している液卵工場からのボイラー騒音に36年間悩まされている。解決に向け損害賠償請求、公害紛争処理制度の調停も考えている。自費での騒音測定も考えているが、県から町役場に騒音測定をするよう連絡してほしい。	・環境保全課が相談対応 ・平成13、15、23、29年に当課にも相談があっており、その都度、公害紛争処理制度について説明している。 ・平成29年に、申請書様式のひな形を手交済み。  →その後、相談者から連絡なし。
8	R2.7.28	福岡市 早良区	被害者	電話 来課 電話	大気汚染	幼稚園の隣で、公文教室を開いている。幼稚園舎の建て替えに伴い、解体工事や造成工事が始まり、重機や大型トラック等の通行による騒音振動、粉じんにより学習環境に支障が生じ、教室を辞める生徒も出てきた。週2日、工事を15時までに終了してほしいと申し入れてるが、受け入れてもらえない。何度か話し合いを重ねたり、代替場所を検討したが解決できなかった。幼稚園の通っている子が、公文の生徒でもある場合も多く、できるだけ事を荒立てずに解決できればと思い、調停申請を検討している。	・公害紛争処理制度について説明する。 ・申請書様式のひな形を手交する。  →持ち帰り対応を検討する。 →その後、9月上旬頃に相談者から連絡あり。教室自体を引っ越したが、賃料が高くなったため、その差額を請求したいとの連絡があった。調停については申請を検討中とのことであったが、その後は現在まで連絡なし。
9	R2.8.14	福岡市 博多区	被害者	電話	騒音	以前相談した、博多駅前ビルの建設現場からの騒音について、調停を申請したいので、様式をもらいたい。以前より、騒音がひどくなり、溶接時の煙の被害も発生している。早ければ、8月17日に持参するかもしれない。  ※以前の相談 R1.6.19来課され、公害紛争処理制度について説明。持ち帰り検討するとのことであった。	・申請書様式のひな形を手交する。  →その後、相談者から連絡なし。
10	R2.10.19	北九州市 戸畑区	被害者	メール	大気汚染	8月から家を見て住み始めたが、駐車場や車が黒く汚れる。毎日掃除しても、翌日には黒くなってしまふ。車には、黒い煤が降り積もり、小さな錆が点々ついた。北九州市環境監視課に相談し、調査も依頼したが、 ・北九州には日本製鉄があるからしょうがない。 ・北九州はこんな街だと理解してほしい と言われ、調査も断れた。  ・なぜ、黒くなるのか調査してほしい。 ・新日鐵が原因なら改善してほしい。 ・相談先を教えてください。	・環境保全課に情報提供を行った。

令和2年 公害紛争処理相談の状況

令和3年2月8日  
福岡県環境部自然環境課

No	相 談 年 月 日	公害発 生場所	相談者	相談回数	公害の 区分	相談の概要	対応及び結果
11	R2.11.13	田川市	被害者	電話	大気汚染	コークスを扱っている工場からの粉じんによって、車が汚れる等の被害が生じている。 改善を申し入れても、金銭的な問題からか対応してもらえない。 車の洗車代は負担してもらってるが、粉じんが内部にまで入り込み修理が必要となった。修理代は半額しか負担しないとされた。 公害等調整委員会のHPで、県の調停を知った。 調停が不調に終わった場合には、裁定も視野に入れている。	・公害紛争処理制度について説明 →他の被害者とも相談のうえ検討する。
12	R2.11.20	糸島市	被害者	電話	騒音・振動 大気汚染	自宅の両隣の山林、農地が造成され、資材置場やトラックの駐車場の設置工事が進んでおり、自宅が工事現場に挟まれてしまった。 工事車両の走行や重機の使用による騒音・振動、粉じん被害が生じて困っている。また、自宅の土地が大きく削られ、土砂も流入している。 工事にあたって、事前説明や境界立会の要請もない。 糸島市に相談したが、法令違反等はなく、工事の中止させることは難しいと言われ、公害紛争処理制度を紹介された。	・公害紛争処理制度について説明 →弁護士などに相談し、検討する。
13	R2.11.25	柳川市	被害者	来課	騒音	隣接するクリーニング工場から騒音被害を受けている。 騒音低減措置を依頼する書類を作成し、相手方に提出したところ、1月以降に工事すると言われた。 詳細な工事工程や日時等を尋ねても回答してもらえないため、このまま先延ばしになるのではないかと懸念している。 裁判となれば多額の費用が発生するため、まずは調停を申請したい。	・公害紛争処理制度について説明 ・申請書様式のひな形を手交する。 →相談者は申請を検討中であるが、その後は現在まで連絡なし。
14	R2.11.25	福岡市 東区	被害者	電話	騒音 悪臭	10年程前に、メゾネットタイプのアパート(4世帯)が隣接して建設された。 自宅側に勝手口や室外機、ボイラーが設置されており、これらの騒音に悩まされている。 管理会社に苦情を申し入れたが、誠実な対応してもらえなかった。警察にも相談したが、騒音防止条例の規制対象ではないと言われた。 アパート建設の際、所有者から、相談者を含む近隣住民が住む戸建て住宅の販売会社に恨みがあるから、嫌がらせをするとの発言を受けた。	・公害紛争処理制度について説明 →相談者は、調停での解決は困難と判断された。
15	R2.12.7	福岡市 東区	被害者	来課	騒音	中型のタンクローリー車で音楽を流しながら、灯油の移動販売を行っている会社があり、その音楽がうるさい。 10年以上被害にあっている。市や警察に相談し、対応してもらおうと一時的には改善されるが、すぐに元に戻る。 騒音防止条例を改正し、灯油の移動販売を禁止すべき。	・公害紛争処理制度について説明 →相談者は、調停での解決は困難と判断された。
16	R2.12.17	福津市	被害者	電話	騒音 悪臭 大気汚染	隣接するクリーニング工場が大きくなり、騒音・悪臭・大気汚染の被害を受けている。 騒音は、市が測定してくれたが、騒音レベルに問題はなく、指導は難しいとのことだった。 悪臭は、煙突を自宅の横から少し離れたところに移動してくれたが、薬品や石油のにおいがする。 風向きによっては、風呂場が煤で黒くなることもある。 市ではこれ以上の対応ができないとされ、県の調停を紹介された。 ボイラーを重油から電気を使用するものに変えてほしい。	・公害紛争処理制度について説明 ・申請書様式のひな形等を郵送 →相談者は、調停申請を検討中。